名張市の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（R4.1.1現在）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 76,909	千円 32,490,918	千円 1,265,568	千円 5,155,853	% 15.9	% 14.0

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当等	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
3年度	人 501	千円 1,885,819	千円 447,680	千円 793,828	千円 3,127,327	千円 6,242

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 5,880

（注）１　職員手当には退職手当を含んでいません。
２　職員数については、令和３年４月１日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含んでいません。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与が含まれておりますが、会計年度任用職員の給与は含んでいません。

（３）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

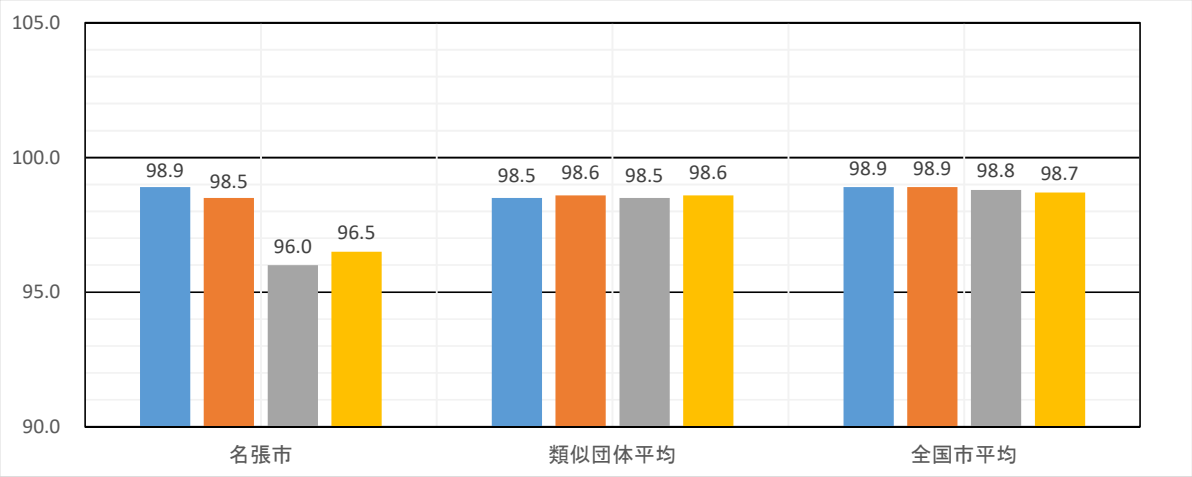

平成31年	98.9（98.9）	98.5	98.9
令和2年	98.5（98.5）	98.6	98.9
令和3年	96.0（96.0）	98.5	98.8
令和4年	96.5（96.5）	98.6	98.7

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出）

３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※令和４年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べて１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

（４）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し　　【実施】

（給料表の改定実施時期）　平成２７年４月１日

（実施内容）　一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均２％の引下げを実施しました。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。
激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（減給保障）を実施しました。

②地域手当の見直し　　【支給率の改定なし】

（支給割合）　国基準３％に対し、名張市においても３％を支給しています。

③その他の見直し内容

平成２７年４月１日に、管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。

（５）特記事項

名張市では、市の財政状況及び給与水準の適正化を踏まえ、下記の減額措置を実施しています。

①特別職　　期末手当（教育長は期末勤勉手当）において支給額から３０％の減額措置を実施

②一般職員　　給料額において下記の減額措置を実施
地域手当、期末勤勉手当等（退職手当は除く）の支給においても減額措置後の給料額を基に算定を実施
・全職員　１％
・医療職等を除く職員　７級職員　５％、　６級職員　４％、　５級職員　１％

③議員　　議員報酬において支給額から約５％の減額措置を実施
（なお、期末手当算定時の報酬額には減額措置をしない）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和４年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
名張市	42.3　歳	314,775　円	396,909　円	350,636　円
三重県	44.0　歳	333,400　円	429,831　円	372,166　円
国	42.7　歳	323,711　円	―	405,049　円
類似団体	41.6　歳	313,538　円	383,440　円	347,203　円

②技能労務職

区　分	公務員					民　間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
名張市	47.8　歳	21　人	287,741　円	308,703　円	302,881　円	－	－	－	－
うち給食調理員	49.0　歳	19　人	293,790　円	315,906　円	309,797　円	飲食物調理従事者	46.0　歳	247,900　円	1.27
うちその他	36.0　歳	2　人	230,274　円	240,282　円	237,182　円	－	－	－	－
三重県	－　歳	－　人	－　円	－　円	－　円	－	－	－	－
国	51.1　歳	2,114　人	286,570　円	－	328,416　円	－	－	－	－
類似団体	51.5　歳	22　人	301,657　円	333,540　円	316,596　円	－	－	－	－

区　分	参　考		
	公務員(C)	民間(D)	C／D
名張市	－　円	－　円	－
うち給食調理員	5,353,689　円	3,308,300　円	1.62

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成３０年～令和２年の３ヶ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職（幼稚園教諭）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
名張市	49.0　歳	374,916　円	442,352　円
三重県	41.7　歳	358,100　円	408,832　円
類似団体	39.1　歳	293,847　円	331,994　円

（注）１　①から③における「平均給料月額」とは、令和４年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
２　①から③における「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、①と②における「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和４年４月１日現在）

区　分		名張市	三重県	国
一般行政職	大学卒	180,378　円	189,200　円	182,200 円
	高校卒	149,094　円	154,900　円	150,600 円
技能労務職	高校卒	149,094　円	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和４年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,794　円	351,285　円	377,102　円	393,276　円
	高校卒	218,196　円	317,048　円	※　355,608　円	※　377,398　円
技能労務職	高校卒	※　215,226　円	※　277,497　円	※　312,741　円	※　343,233　円

（注）　※欄の数値は該当者なしまたは少数のため理論値です。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和４年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1　級	室員	29　人	10.0　%	146,100円	247,600円
2　級	室員	39　人	13.5　%	195,500円	304,200円
3　級	主任	55　人	19.0　%	231,500円	350,000円
4　級	主査	30　人	10.4　%	264,200円	381,000円
5　級	主幹	58　人	20.1　%	289,700円	393,000円
6　級	室長	56　人	19.4　%	319,200円	410,200円
7　級	部長	22　人	7.6　%	362,900円	444,900円

（注）１　名張市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
　　３　給料月額は、現在、実施中の独自削減は考慮せず、名張市の給与条例に基づく給料表の金額です。

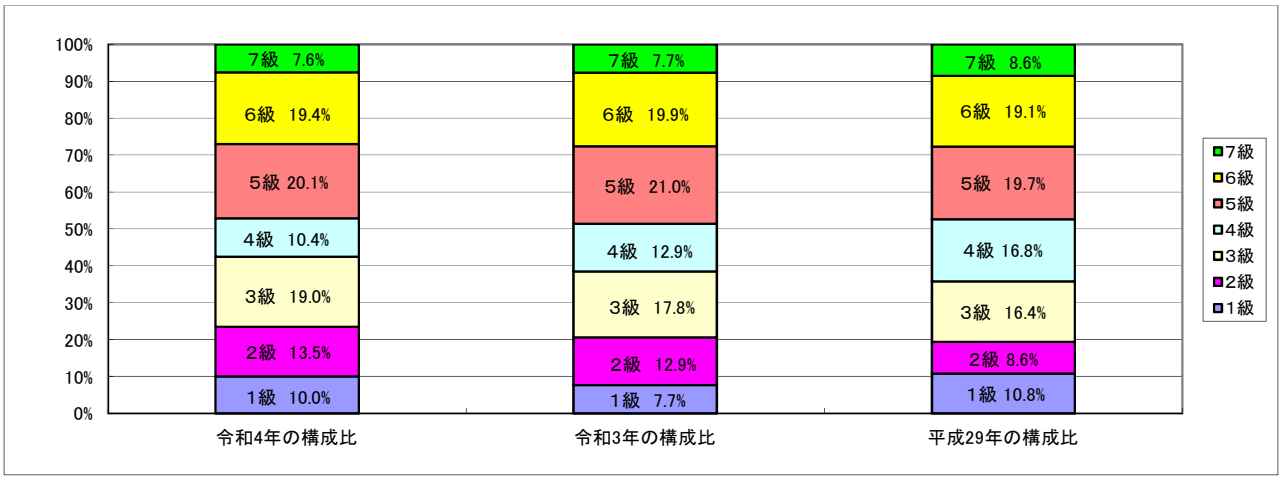

(2)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和４年４月１日現在）

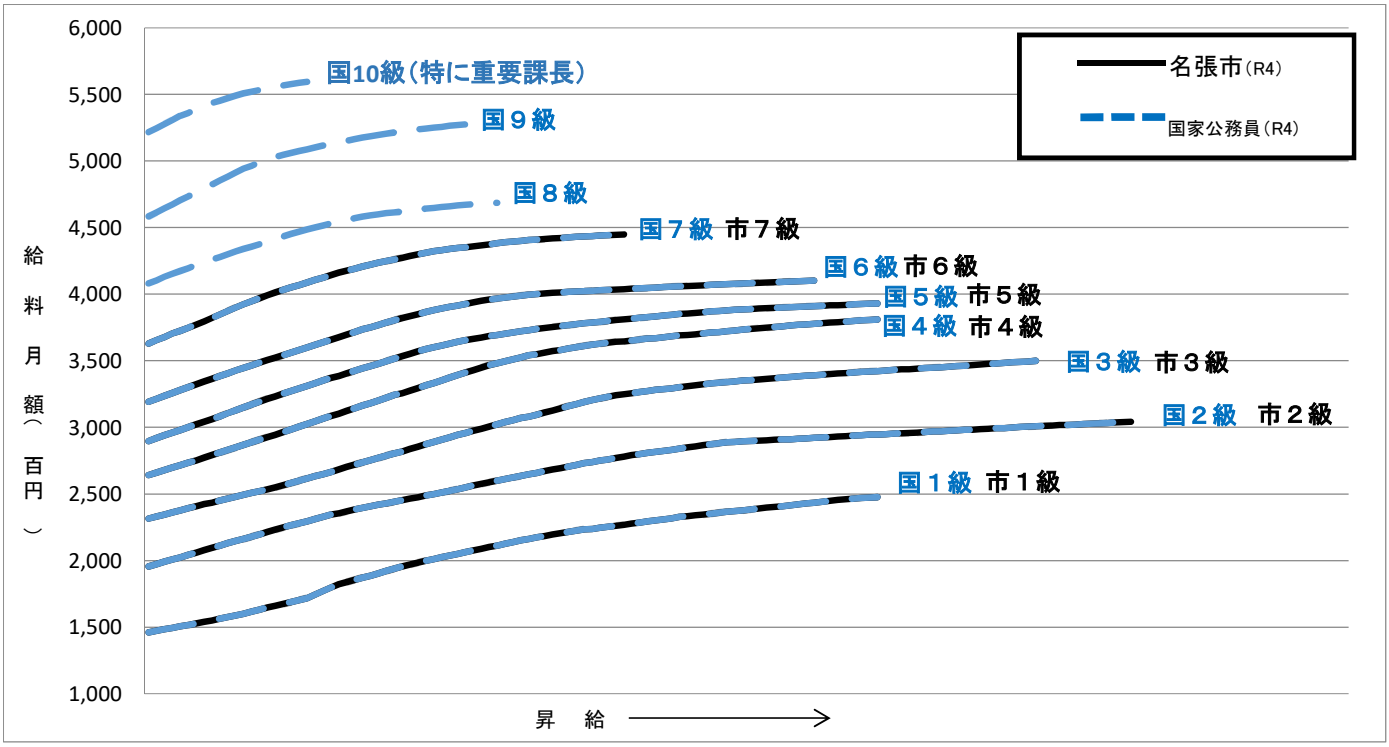

（注）　名張市の給料月額は、現在、実施中の独自削減は考慮せず、名張市の給与条例に基づく給料表の金額です。

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和4年4月2日から令和5年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○		○	○
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

名張市	三重県	国
1人当たり平均支給額(3年度) 1,508　千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,619　千円	—
(3年度支給割合) 期末手当　2.55　月分　(　1.45　)月分 勤勉手当　1.90　月分　(　0.90　)月分	(3年度支給割合) 期末手当　2.40　月分　(　1.35　)月分 勤勉手当　1.90　月分　(　0.90　)月分	(3年度支給割合) 期末手当　2.55　月分　(　1.45　)月分 勤勉手当　1.90　月分　(　0.90　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○		○	○
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和４年４月１日現在）

名張市					国				
(支給率)	自己都合		勧奨・定年		(支給率)	自己都合		勧奨・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)					定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)				
1人当たり平均支給額	4,071 千円		19,047 千円						

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度に退職した職員に支給された平均額です。
対象者は、全職種です。

(3) 地域手当（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)		65,177 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		117,015 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
名張市	3 %	516 人	3 %
津市	6 %	2 人	6 %
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
地域手当補正後ラスパイレス指数(令和3年4月1日現在) (ラスパイレス指数)			96.0 (96.0)

(4) 特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)	12,385 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	55,789 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	39.6 %
手当の種類(手当数)	4(8)

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
防疫手当	防疫等作業手当	1　感染症の疑いのある患者の救護又は感染菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理及び患者等の防疫に従事したとき。	日額　500円 （医療職及び消防職には適用しない。）
福祉業務手当	死体処理手当	1　行旅死亡人の収容に従事したとき。	日額　5,000円 （医療職及び消防職には適用しない。）
特別勤務手当	用地交渉等手当	1　用地交渉、滞納整理、強制執行、汚物処理及び社会福祉の現業の業務で、同種の通常の業務と比較して困難かつ身体的に著しい危害が及び、又は精神的な著しい苦痛が伴うと想定される業務に従事したと所属長が認めたとき。	1回　500円 （詳細が記録されていること。）
	災害応急作業等手当	1　正規の勤務時間外に災害対策本部等の緊急の危機管理体制下で業務に従事したとき。	日額　500円 （医療職及び消防職には適用しない。）
		2　前項のときに、庁外で業務に従事したとき。	日額　500円 （前項の額に加算する。）
	道路上作業手当	1　正規の勤務時間外に緊急勤務命令を受けて道路等の公共施設の補修、復旧等の業務に従事したとき。（災害応急作業等手当が支給される場合を除く。）	日額　500円 （医療職及び消防職には適用しない。）
	応急診療業務	1　応急診療所で深夜に看護業務に従事したとき。	日額　800円

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
消防手当	出動手当	1　火災、救急及び救助等の現場に出勤し、消火、救急及び救助等の活動に従事したとき。ただし、救急救命士の資格を有する者が、救急活動に従事したとき及び中型・大型車の操作運転業務（機関員）に従事したときは100円を加算する。	1回　400円
		2　勤務時間外に火災等の発生により緊急勤務命令を受けて勤務につき、業務に従事したとき。	1回　500円
	夜間特殊業務手当	1　消防吏員が正規の勤務時間に深夜勤務に従事したとき。	日額　300円

※手当の種類は、職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第２条に基づく内容となります。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	126,199　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	333　千円
支給実績(令和2年度決算)	129,796　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	333　千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和４年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	配偶者	6,500円	同		65,316　千円	261,263　円
	子	10,000円				
	上記以外の扶養親族	6,500円				
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算					
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給（限度額　28,000円）		同		20,417　千円	279,825　円
通勤手当	ア交通機関（電車・バスなど）利用者 6か月定期券などの実額 （支給限度額1月あたり　55,000円）		同		24,562　千円	52,038　円
	イ交通用具（自動車・バイクなど）利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 （13区分）					
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額36,000円～60,000円を支給		異	国は月額46,300円～139,300円を支給	67,851　千円	521,931　円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日又は休日に勤務 6,000円～8,500円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,000円～4,300円支給		同		6,501　千円	67,015　円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給		同		0　千円	0　円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給（勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数）		同		8,767　千円	109,592　円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給（勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数）		同		57,290　千円	184,806　円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円（距離に応じて加算措置あり）を支給		同		0　千円	0　円

５　特別職の報酬等の状況（令和４年４月１日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額
給料	市長	900,000 円	1,053,000 円／ 88,000 円
	副市長	690,000 円	870,000 円／ 614,300 円
	教育長	578,000 円	
報酬	議長	553,000 円	629,000 円／ 359,000 円
	副議長	476,000 円	575,000 円／ 295,000 円
	議員	437,000 円	522,000 円／ 273,000 円
期末手当	市長 副市長 教育長	（令和3年度支給割合） 3.50 月分　（教育長は期末勤勉手当として4.45月分）	
	議長 副議長 議員	（令和3年度支給割合） 3.60 月分	
退職手当		（算定方式）　（1期の手当額）　（支給時期）	
	市長	給料の月額×500/100×在職年数　18,000,000　任期ごと(4年)	
	副市長	給料の月額×280/100×在職年数　7,728,000　任期ごと(4年)	
	教育長	給料の月額×200/100×在職年数　3,468,000　任期ごと(3年)	
	備考		

（注）１　議長、副議長及び議員の報酬は、本市の厳しい財政状況に鑑み、令和３年４月から令和６年３月までの間、約５％の減額措置を実施しています。なお、各議員の報酬額は、減額措置実施後の額です。
（ただし、期末手当算定時の報酬額には減額措置をしない。）

（注）２　市長、副市長及び教育長の期末手当（教育長は期末勤勉手当）は、本市の厳しい財政状況に鑑み一層の歳出の削減を図るため、当面の間、支給することとされる額から100分の30を乗じて得た額を減じる減額措置を実施しています。

（注）３　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期勤めた場合における退職手当の見込額です。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 部門			職員数 令和3年	職員数 令和4年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	6 人	6 人	0 人	
		総務	96 人	95 人	−1 人	他自治体等への派遣終了に伴う他部門への配置
		税務	21 人	21 人	0 人	
		農林水産	16 人	15 人	−1 人	農林水産業務スタッフ欠員不補充
		商工	6 人	6 人	0 人	
		土木	41 人	42 人	1 人	土木業務スタッフの充実
		民生	100 人	116 人	16 人	介護保険事業からの一部移行、幼稚園閉園に伴う再配置
		衛生	31 人	32 人	1 人	衛生業務スタッフの充実
		計	317 人	333 人	16 人	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 43.30 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 57.88 人)
	教育部門		69 人	62 人	−7 人	国体事業の終了、幼稚園閉園による再配置
	消防部門		115 人	115 人	0 人	条例定数どおり（新規採用者なし）
	小計		501 人	510 人	9 人	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 66.31 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 75.71 人)
公営企業等会計部門	病院		265	268	3 人	病院業務スタッフの充実
	水道		19	19	0 人	
	下水道		18	18	0 人	
	その他		27	19	−8 人	民生部門への一部移行
	小計		329	324	−5 人	
合計			830 人 830 人 [1,051人]	834 人 834 人 [1,051人]	4 人 4 人 [0人]	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 108.44 人

（注）1　職員数は、地方公共団体定員管理調査をもとに算出しています。
　　2　[　　]内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（令和４年４月１日現在）

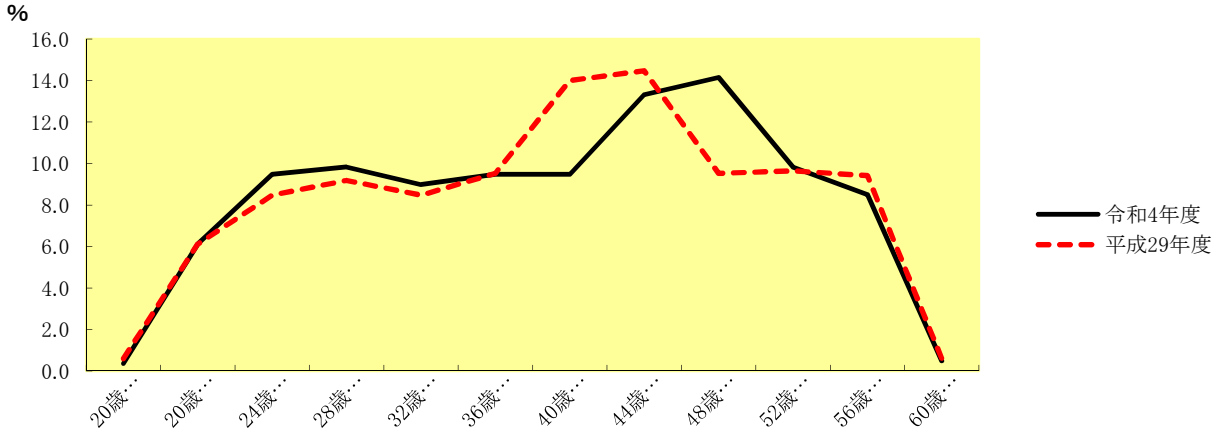

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 3	人 51	人 79	人 82	人 75	人 79	人 79	人 111	人 118	人 82	人 71	人 4	人 834

（３）職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政	330	331	328	316	317	333	3（0.9%）
教　　育	78	77	77	73	69	62	▲ 16（▲20.5%）
消　　防	116	116	116	117	115	115	▲ 1（▲0.9%）
普通会計計	524	524	521	506	501	510	▲ 14（▲2.7%）
公営企業等会計計	326	331	328	323	329	324	▲ 2（▲0.6%）
総 合 計	850	855	849	829	830	834	▲ 16（▲1.9%）

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

７　公営企業職員の状況

(1) 病院事業

①　職員給与費の状況

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 2年度の総費用に占める職員給与費比率
3年度	千円 5,146,242	千円 479,371	千円 2,110,151	% 41.0	% 40.6

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円を含まない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
3年度	人 270	千円 984,082	千円 701,760	千円 424,309	千円 2,110,151	千円 7,815

（参考）市町村平均 （政令指定都市を除く） 一人当たり給与費
千円 7,080

（注）１　職員手当には退職手当を含んでいません。
２　職員数については、令和４年３月３１日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含んでいません。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与が含まれておりますが、会計年度任用職員の給与は含んでいません。

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和４年４月１日現在）

医師

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	43.0　歳	550,060　円	1,688,777　円
三重県	41.4　歳	514,004　円	1,212,525　円
市町村平均	43.2　歳	562,230　円	1,406,363　円
事業者	－　歳		－　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

看護師

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	38.1　歳	299,566　円	487,056　円
三重県	44.8　歳	355,580　円	546,504　円
市町村平均	40.9　歳	295,726　円	479,885　円
事業者	－　歳		－　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

事務職員

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	39.1　歳	308,857　円	508,616　円
三重県	43.1　歳	356,551　円	561,021　円
市町村平均	45.8　歳	319,676　円	500,517　円
事業者	－　歳		－　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

名張市	三重県	市町村(政令指定都市を除く)平均
1人当たり平均支給額(3年度) 1,517　千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,671　千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,414　千円
(3年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.90　月分 (　1.45　)月分　(　0.90　)月分	(3年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.40　月分　1.90　月分 (　1.35　)月分　(　0.90　)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15～25%	

イ　退職手当（令和４年４月１日現在）

名張市				市町村(政令指定都市を除く)平均
(支給率)	自己都合		勧奨・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875　月分	
勤続25年	28.0395	月分	33.27075　月分	
勤続35年	39.7575	月分	47.709　月分	
最高限度額	47.709	月分	47.709　月分	
その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)				
1人当たり平均支給額	1,674	千円		1人当たり平均支給額　4,619　千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。
対象者は、全職種です。

ウ　地域手当（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)	55,483　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	199,578　円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度
医師	16　%	34　人	―　%
医師以外	3　%	244　人	3　%

エ　特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)	362,066　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	1,454,079　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	88.9　%
手当の種類(手当数)	2(26)

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
病院手当	夜間看護業務（実務研修含む）	１　病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。４時間以上	1回　4,500円
		１　病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。２時間以上４時間未満	1回　4,000円
		１　病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。２時間未満	1回　3,000円
		２　前項の手当を１月に合計１１回以上受けるとき	1回　3,000円（支給は、月１回に限る。）
	緊急呼出手当	１　正規の勤務時間外に、医療職給料表（１）の適用を受ける職員が、緊急対応のため呼出され、手術、検査等に従事したとき。	1回　5,000円
		１　正規の勤務時間外に、医療職給料表（２）及び（３）の適用を受ける職員が、緊急対応のため呼出され、手術、検査等に従事したとき。	1回　3,000円
	管理職員緊急業務手当	１　医療職給料表の適用を受ける管理職員が正規の勤務時間外に緊急対応のため手術、検査等に従事したとき。	1回　5,000円
	死体処理業務	１　病院で勤務する職員が死体の処理に従事したとき。	1回　1,200円
	解剖業務	１　病院で勤務する職員が解剖に従事したとき。	1体　1,600円
	放射線照射業務	１　放射線を照射する業務に従事したとき。	日額　300円
	病理検査業務	１　病理検査業務に従事したとき。	日額　300円
	手術室業務	１　看護師が手術室に勤務したとき。	日額　300円
	人工透析業務	１　人工透析業務に従事及び看護師が人工透析室に勤務したとき。	日額　300円
	救急出動業務	１　救急車で患者を他病院に搬送した職員	1回　400円
	救急輪番業務	１　医療職給料表（１）の適用を受ける管理職員が救急輪番日の１７時１５分から翌日の８時４５分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回　120,000円
		２　医療職給料表（１）の適用を受ける管理職員が名張市の休日を定める条例（平成元年条例第１号）による休日である救急輪番日の８時３０分から１７時１５分まで救急業務を命じられ、従事したとき	1回　70,000円
		３　医療職給料表（２）及び（３）の適用を受ける管理職員が救急輪番日の１７時１５分から翌日の８時４５分まで救急業務を命じられ、従事したとき	1回　18,000円
		４　医療職給料表（１）の適用を受ける職員が救急輪番日の１７時１５分から翌日の８時４５分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回　85,000円（管理職員には適用しない。）
		５　医療職給料表（１）の適用を受ける職員が名張市の休日を定める条例による休日である救急輪番日の８時３０分から１７時１５分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回　40,000円（管理職員には適用しない。）
		６　医療職給料表（２）の適用を受ける職員が救急輪番日の１７時１５分から翌日の８時４５分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回　3,000円（管理職員には適用しない。）
	救急輪番患者診察手当	１　医療職給料表（１）の適用を受ける職員が救急輪番日に救急業務を命じられ、従事した際に患者を診察したとき。診察した患者に入院を指示し場合	1回　6,000円（小児科の医師の場合にあっては、8,000円）
		１　医療職給料表（１）の適用を受ける職員が救急輪番日に救急業務を命じられ、従事した際に患者を診察したとき。それ以外の場合	1回　4,000円（小児科の医師の場合にあっては、6,000円）
	外来患者診察手当	１　医療職給料表（１）の適用を受ける職員が外来において初診患者を診察したとき（救急輪番患者診察手当を受ける場合を除く。）。	1回　500円（小児発達支援外来の場合にあっては、2,500円）
		２　医療職給料表（１）の適用を受ける職員が外来において再診患者を診察したとき（救急輪番患者診察手当を受ける場合を除く。）。	1回　300円（小児発達支援外来の場合にあっては、1,800円）

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
病院手当	入院患者担当手当	1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が入院患者を主治医として担当したとき。	延べ担当患者１人 600円 （小児科の医師の場合にあっては、1,500円）
	手術業務手当	1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が手術に従事したとき。学卒後６年以上の医師	1回 当該手術に係る診療報酬の額（1点の単価10円とし、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示59号）別表第1に定める点数を乗じて得た額をいう。）に100分の5（内視鏡に係る手術の場合にあっては、100分の20）を乗じて得た額を当該手術に従事した医師（学卒後6年未満の医師を除く。）の人数で除して得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）
		1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が手術に従事したとき。学卒後３年以上６年未満の医師	1回　1,000円
	麻酔業務手当	1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が専ら麻酔業務に従事したとき。全身麻酔	1回　15,000円
		1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が専ら麻酔業務に従事したとき。その他の麻酔	1回　10,000円
	訪問診療業務手当	1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が患者の居宅において診療に従事したとき。	1回　2,000円
	画像診断業務手当	1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。学卒後６年以上の医師。コンピュータ断層撮影（ＣＴ撮影）	1回　700円
		1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。学卒後６年以上の医師。磁気共鳴コンピュータ断層撮影（ＭＲＩ撮影）	1回　1,000円
		1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。 学卒後５年以上６年未満の医師。	日額　14,000円
		1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。 学卒後４年以上５年未満の医師。	日額　10,000円
		1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。 学卒後３年以上４年未満の医師。	日額　7,000円
	研修医指導手当	1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が臨床研修医（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている医師をいう。）の指導に従事したとき。指導医養成講習会終了者	1回　500円
		1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が臨床研修医（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている医師をいう。）の指導に従事したとき。その他の医師	日額　300円
	公衆衛生活動手当	1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が、他団体等の依頼に基づき健康診断、健康相談、予防接種、医療指導等に従事したとき（当該他団体等から報酬等（報酬その他いかなる名称であるかを問わず、当該健康診断、健康相談、予防接種、医療指導等の業務の対償として受けるすべてのものをいう。）が支払われていない場合に限る。）。	日額　2,000円
	講演等講師手当	1　医療職給料表（1）の適用を受ける職員が、他団体等の依頼に基づき研修会、講演会等を行ったとき（当該他団体等から報酬等（報酬その他いかなる名称であるかを問わず、当該研修会、講演会等の業務の対償として受けるすべてのものをいう。）が支払われていない場合に限る。）。	日額　5,000円
	服薬指導業務手当	1　医療職給料表（2）の適用を受ける職員が服薬指導業務に従事したとき。	1回　300円

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
病院手当	栄養指導業務手当	1　医療職給料表（２）の適用を受ける職員が栄養指導業務に従事したとき。	1回　200円
	医師職務手当	1　院長	月額　200,000円
		2　顧問	月額　200,000円
		3　院長代理	月額　150,000円
		4　副院長	月額　100,000円
		5　診療部長	月額　70,000円
	待機業務	1　医療職給料表（１）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。病院外での待機の場合	1回　2,000円
		1　医療職給料表（１）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。病院内での待機の場合	1回　6,000円
		2　医療職給料表（２）及び（３）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。病院外での待機の場合	1回　1,000円
		2　医療職給料表（２）及び（３）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。病院内での待機の場合	1回　3,000円
医師研究手当	医師研究業務	1　院長、顧問、院長代理及び副院長	月額　480,000円
		2　学卒後３年以上の医師	月額　180,000円

※手当の種類は、職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第２条に基づく内容となります。

オ　時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	135,392　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	586　千円
支給実績(2年度決算)	120,836　千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	519　千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和３年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和４年４月１日）

手　当　名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同		27,961　千円	254,190　円
	子	10,000円				
	上記以外の扶養親族	6,500円				
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算					
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額　28,000円)		同		14,679　千円	282,298　円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 （支給限度額1月あたり　55,000円）		同		19,413　千円	85,145　円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 （13区分）					
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額36,000円～140,000円を支給		異	医療職等の支給単価	25,320　千円	703,333　円

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日又は休日に勤務 6,000円～12,000円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,500円～6,000円支給	異	医療職等の支給単価	4,126　千円	158,673　円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給	同		7,639　千円	224,676　円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給（勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数）	同		20,225　千円	107,010　円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給（勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数）	同		29,514　千円	191,653　円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円（距離に応じて加算措置あり）を支給	同		0　千円	0　円

（２）水道事業

①　職員給与費の状況

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）2年度の総費用に占める職員給与費比率
3年度	千円 1,778,514	千円 △ 64,011	千円 78,341	% 4.4	% 4.3

（注）１　資本勘定支弁職員に係る職員給与費30,924千円を含まない。

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費　B/A
3年度	人 19	千円 76,894	千円 7,613	千円 28,939	千円 113,446	千円 5,971

（参考）市町村平均（政令指定都市を除く）一人当たり給与費
千円 6,028

（注）１　職員手当には退職手当を含んでいません。
２　職員数については、令和４年３月３１日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含んでいません。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与が含まれておりますが、会計年度任用職員の給与は含んでいません。

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和４年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	41.5　歳	326,333　円	482,059　円
三重県	45.4　歳	387,621　円	611,819　円
市町村平均	45.5　歳	335,492　円	501,390　円
事業者	－　歳		－　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

名張市	三重県	市町村(政令指定都市を除く)平均
1人当たり平均支給額(3年度) 1,378　千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,769　千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,457　千円
(3年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.90　月分 (　1.45　)月分　(　0.90　)月分	(3年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.40　月分　1.90　月分 (　1.35　)月分　(　0.90　)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15～25%	

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和４年４月１日現在）

名張市			市町村(政令指定都市を除く)平均
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			
1人当たり平均支給額	－	千円	1人当たり平均支給額　22,391　千円

（注）１人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員がいないため「-」と表記しております。
対象者は、全職種です。

ウ　地域手当（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)		2,285　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		108,790　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度
名張市	3　%	19　人	3　%

エ　特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)	55　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	3,028　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	85.7　%
手当の種類(手当数)	4(4)
勤務内容	支給単価
用地交渉、滞納整理、強制執行等通常の業務と比較して困難かつ身体的に著しい危害が及び又は精神的な苦痛が伴うと想定される業務に従事したと所属長が認めたとき。	1回　500円
緊急命令を受けて出動し、応急復旧作業に連続して３時間以上直接従事した職員	1回　500円
勤務時間外に緊急命令を受けて出動し、業務に従事した職員（前号との重複支給は行わない）	1回　500円
高所若しくは配水池内等において作業を行った職員又は3,300ボルト以上の電気設備を直接取り扱いした職員	日額　400円

※手当の種類は、名張市企業職員の給与に関する規程第４条に基づく内容となります。

オ　時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	3,602　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	212　千円
支給実績(令和2年度決算)	2,670　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	191　千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和４年４月１日）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同		1,870　千円	207,778　円
	子	10,000円				
	上記以外の扶養親族	6,500円				
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算					
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額　28,000円)		同		240　千円	240,000　円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり　55,000円)		同		692　千円	36,442　円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 (13区分)					
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額36,000円～60,000円を支給		同		1,548　千円	516,000　円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日又は休日に勤務 6,000円～8,500円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,000円～4,300円支給		同		74　千円	24,500　円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給		同		0　千円	0　円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数)		同		3　千円	2,500　円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)		同		1,313　千円	77,225　円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円(距離に応じて加算措置あり)を支給		同		0　千円	0　円

（３）下水道事業　　（注）令和２年度からの事業会計です。

①　職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 2年度の総費用に占める職員給与費比率
3年度	千円 2,419,671	千円 118,272	千円 63,670	% 2.6	% 2.0

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費45,887千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
3年度	人 18	千円 70,865	千円 12,839	千円 24,166	千円 107,870	千円 5,993

（注）１　職員手当には退職手当を含んでいません。
２　職員数については、令和４年３月３１日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含んでいません。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与が含まれておりますが、会計年度任用職員の給与は含んでいません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和４年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	40.6　歳	333,634　円	497,790　円
三重県	－　歳	－　円	－　円
市町村平均	43.9　歳	331,629　円	493,022　円
事業者	－　歳		－　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

名張市	三重県	市町村(政令指定都市を除く)平均
1人当たり平均支給額(3年度) 1,549　千円	1人当たり平均支給額(3年度) －　千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,434　千円
(3年度支給割合) 期末手当　2.55　月分 勤勉手当　1.90　月分	(3年度支給割合) 期末手当　－　月分 勤勉手当　－　月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 －	

イ　退職手当（令和４年４月１日現在）

名張市					市町村(政令指定都市を除く)平均
(支給率)	自己都合		勧奨・定年		
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)					
1人当たり平均支給額	－	千円			1人当たり平均支給額　6,569　千円

（注）１人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員がいないため「-」と表記しております。

ウ　地域手当（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)		2,130　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		118,332　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度
名張市	3　%	18　人	3　%

エ　特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績(令和3年度決算)	70　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	4,375　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	88.9　%
手当の種類(手当数)	4(4)
勤務内容	支給単価
用地交渉、滞納整理、強制執行等通常の業務と比較して困難かつ身体的に著しい危害が及び又は精神的な苦痛が伴うと想定される業務に従事したと所属長が認めたとき。	1回　500円
緊急命令を受けて出動し、応急復旧作業に連続して３時間以上直接従事した職員	1回　500円
勤務時間外に緊急命令を受けて出動し、業務に従事した職員（前号との重複支給は行わない）	1回　500円
高所若しくは配水池内等において作業を行った職員又は3,300ボルト以上の電気設備を直接取り扱いした職員	日額　400円

※手当の種類は、名張市企業職員の給与に関する規程第４条に基づく内容となります。

オ　時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	4,362　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	312　千円
支給実績(令和2年度決算)	3,139　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	224　千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）です。

カ　その他の手当（令和４年４月１日）

手 当 名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	配偶者	6,500円	同		2,829　千円	314,328　円
	子	10,000円				
	上記以外の扶養親族	6,500円				
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算					
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給（限度額 28,000円）		同		240　千円	240,000　円
通勤手当	ア交通機関（電車・バスなど）利用者 6か月定期券などの実額 （支給限度額1月あたり 55,000円）		同		1,165　千円	72,788　円
	イ交通用具（自動車・バイクなど）利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 （13区分）					
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額36,000円～60,000円を支給		同		2,268　千円	567,000　円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日又は休日に勤務 6,000円～8,500円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,000円～4,300円支給		同		102　千円	25,513　円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給		同		0　千円	0　円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給（勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数）		同		0　千円	0　円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給（勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数）		同		1,080　千円	77,155　円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円（距離に応じて加算措置あり）を支給		同		0　千円	0　円